各分野の専門家が解説！

誌上相談室

今回のテーマ

求人広告詐欺にご注意！事業者と消費者の違い

当所窓口専門家
藤田・曽我法律事務所
（青葉区大町）
弁護士
曽我　陽一 氏

仙台リレーマラソンに出ました。3周だけですが。

詐欺的商法の被害に遭ったとき、被害者が消費者か事業者かで契約の効力を争うための法制度が異なり、保護の厚さが異なります。事業者は自らを守るために契約には注意深く臨む必要があります。

中小企業の法律相談をお受けしていて、消費者ならば手厚く保護されているのに事業者であるばかりにその保護が及ばない場面に接することがあります。「求人広告詐欺」はその典型例です。

1. 求人広告詐欺

昨今の人手不足は深刻で、倒産リスクの高い「倒産予備軍」は2024年度に約1万3500社に達した（2025年11月13日日経新聞）と報じられているとおり、増加傾向にある倒産件数のうち一定数が人手不足によるものと見られます。そこに乗じて、求人広告詐欺が横行しています。

求人広告詐欺とは

「当社のサイトに無料の求人広告を掲載しませんか?」などと勧誘して、後から高額な広告掲載料を請求する手口の詐欺的商法を言います。

電話で勧誘され、「２週間無料で掲載できます」などと言われ応じると、ＦＡＸやメールで申込書が届きます。そこに小さな字で、無料期間中に解約申し入れをしないと有料プランに移行するということが書かれており、よく読まずに申し込んでしまうと、無料期間を過ぎた頃に高額な請求書が届きます。

ハローワークに求人募集を出したりすると、悪徳業者はそれを見て当該企業の求人需要を知り電話をかけてくる、ということが多いようです。

このように電話勧誘販売の方法で商品やサービスを売る場合、消費者相手に売るのであれば、特定商品取引法に基づく契約書面（契約解除事項についても、８ポイント以上の大きさで、赤枠の中に赤字で記載しなければならない）を交付しなければならず、消費者は契約書面を受け取った日から８日間は無条件で契約解除（クーリングオフ）ができます。

しかし、法人や個人事業主などの事業者にはクーリングオフの制度は適用されませんので、求人広告詐欺のような被害に遭ってしまった場合、クーリングオフしておしまい、というわけにいきません。

2. 契約は注意深く

求人広告詐欺の場合、事業者は民法上の詐欺や錯誤による取り消し、あるいは公序良俗違反による無効を内容証明文書などの書面によって主張すれば、事実上解決できる（相手方もそれ以上請求して来ない）ことがほとんどです。しかし、もしも相手方が「きちんと説明した」などと言って裁判になったら、録音データなどの客観的な証拠がない限り、言った・言わないの勝負になり、勝ち切れるか不安が残ります。その点で、前述のクーリングオフや、消費者契約法の不実告知・不利益事実の不告知による取り消しが使える消費者と比べると事業者への保護は手薄です。

似たような話で、典型的な詐欺とは断定できない契約（契約者にとってはさほど有益なサービスが提供されているとは感じられないが、何もしてくれていないわけでもない、といった類の契約）で、中途解約に高額の違約金が定められているようなケースが見受けられますが、消費者であれば平均的な損害を超える部分は無効とする消費者契約法９条の定めが、事業者には使えません。賃貸借契約で通常の使用による損耗や経年劣化についてまで賃借人に原状回復義務を負わせる特約がある場合も、事業者は消費者契約法10条により無効を争うことはできません。

事業者と言っても、小規模の個人事業主や法人成りしたばかりの会社の中には、情報の質や量、交渉力が消費者とそれほど変わらないと思われる方もいるため、不均衡に感じられることがあります。しかし、事業者自身の自衛策としては、現行の法制度は消費者法の保護が基本的に及ばないことを前提に、契約するときは説明をよく聞き、書面をよく読み、内容をよく理解した上で締結するという、ある意味当然のことを励行していただきたいと思います。

当所では、あらゆる経営のお悩み解決に向け、各種専門家が無料で対応いたします。お気軽にご相談ください。
問経営支援グループ（022-265-8127）